

第13回 村上市議会議会改革調査研究特別委員会記録

1 日 時 平成30年 2月28日(水) 午前9時58分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

3 協議事項

(1) 議員定数・報酬の検討方針について

(2) これまでの検討結果について

(3) その他

4 その他

5 出席委員(11名)

1番	河村幸雄君	2番	板垣一徳君
3番	本間清人君	4番	長谷川孝君
5番	佐藤重陽君	6番	鈴木好彦君
7番	川村敏晴君	8番	尾形修平君
9番	竹内喜代嗣君	10番	渡辺昌君
11番	平山耕君		

6 欠席委員

なし

7 委員外議員

なし

8 地方自治法第105条による出席者

議長 三田敏秋君

9 オブザーバーとして出席した者

副議長 大滝国吉君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
次長	大西恵子
係長	鈴木渉

(午前9時58分)

委員長(平山 耕君) 開会を宣する。

平山委員長 本日の日程はお手元の次第のとおり会議を進めるのでよろしく願います。先般の議員定数・報酬の検討研修会を受けて、当委員会として、その検討方針の確認をお願いするものである。また、今後の検討項目について、その他、一旦事務局預かりをしていた議員の政治倫理条例の扱い等についてご協議を頂きたいと思うので、よろしく願います。

協議事項(1) 議員定数・報酬の検討方針について

平山委員長 協議事項の(1)議員定数・報酬の検討方針についてを議題といたす。事務局から説明願う。

事務局長

お手元の資料の議員定数・報酬の検討研修会ということで、去る1月19日にこちらの会場で新潟県立大学の田口准教授をお迎えして講演を行っていただいた後の質疑も含めて、その時の提言の内容、質疑の内容等から当村上市議会の今後あるべき姿ということまで書かれたものの該当するところを抜粋したものが2番の講演内容抜粋である。その時には欠席の委員もおられたので、必要であればここで私のほうから読み上げたいと思うがいかがか。

平山委員長
事務局長

読み上げてくれ。

そうすればこの研修会の2の講演内容抜粋のところ、○番号入っているが読み上げさせていただきます。①若い人が議員に本当に出てこられるのか心配。②これから村上市議会にこういう人がほしい。子育て世代がほしい。若い女性がほしい。20歳代がもっとほしい。そうであれば、では、いくらなら選挙に立ってくれるか。議員をやってくれるか。③議会は、本来、自ら議案を作るとか考えるとかだから、人数が沢山いないといけない。④特に市街地以外の人口減少が大きいところでは、議員が町の仕事を積極的に担うことで減った人口、町の機能が落ちてしまっているところを補うということも考えなければいけない。もともとあった村や町の機能を維持するためには議員が代わりになって動かなければいけないこともあるはず。⑤なり手の問題とは、どういう仕事を議員がやらなければいけないんだということ。⑥合併で職員も減らしてきた。おそらく大都市だと職員がやっている仕事を議員がやっているのだと思う。地域の見回り、消防、安全・安心とか。⑦現状の議員の皆さんの構成、それは住民代表として妥当なのか。地域ごとに住民が納得するような数の議員、いろいろな出身や立場の議員が出てきているのか。⑧議会というものに自分たちの代表がいなかったら、それは政治的妥当性はない。⑨議員の中にどういう人がいるべきか。⑩少人数で専門的な議員で議会を構成したほうがいいのか。⑪多数の議員で構成される、でも専門ではない、議員専門ではないという議会にしたほうがいいのか。⑫住民代表性と政治的妥当性が担保されればいいのかもかもしれない。⑬人口を呼び込む、町に仕事を作る、町でいろいろな人が活躍できる場をもっと増やすということで考えると、増やす方向で考えたほうが人口が増えるという方向に行くのでは。⑭外から見たら村上是格式を感じられるまちなんです。議員にどういう人がなってほしいかということを考えていくと、村上进行きか、どんな人に住んでもらいたいのかということに直結するはず。⑮議会からどんどん発信する。議会からできることもある。議員は村上のいいセールスマンになってください。⑯例えば、ダイヤの改正を働きかけたり、中学と高校との連携をよくするとか、みなさんができることは結構ある。そういう活動を一生懸命やっていく政務活動のところで住民の前で姿を見せていく。特に若い人の前に議員の活動を見せていかないと皆さんの後ろに続く人もなかなか現れない。⑰若い人が、議会が動いてくれたことで通学が楽になったとか、地元の高校に通いやすくなったとか言った時に、親御さんたちは議会の人数は減らしたほうがいいのか、議員報酬は高いなんて話は言わないと思う。その成果を最初に出さない。⑱報酬や定数の問題は議会の中だけで議論するのではなく住民の前でやってみるとか。中学生や高校生にいくらだったら村上に残ってやってくれるんだとかいう話を聞いてみる。オール村上で、議会を村上の政治を支えていくためにはどうしたらいいのかという話を考えはじめていかないといけない。⑲最後に、これから定数と報酬をどのように考えていくべきか。一つは常任委員会をいくつにしたいのか。議会の機能として何常任委員会を置く必要があるのか。このぐらいの委員会の構成メンバーでやらないと議論が十

分にできないとか、住民代表、地域代表が入らないとかという機能の面を検討に加えていただきたい。⑳市では4常任委員会。委員8人は最低ラインとしてほしいです。委員長除いて7人くらいにしておかないといろんな住民代表が入ってこない。8人×4委員会に議長と監査委員をプラスするくらいは市議会として普通な人数と考える。㉑議員定数というのは、浮動票がいいとは言わないが、浮動票でもまぐれ当たりでも当選できる人が毎回一人二人は入ってこれるようにしておかないと世代交代は難しくなる。そうやって入ってきた人を、しっかりした人だったら育て上げるというのもみなさんの仕事のひとつのはず。㉒そんなふうに考えると議員の定数というのは、もう一つ、議員のなり手とか次の世代の村上の政治家、地域の担い手を増やしていくという点でも必要なのかも。㉓ターニングポイントは18人くらいみたい。㉔まず住民に対して議会の活動をもっとわかってもらうということ。議事堂の中だけでなく、住民や外に向かってやっていくということ。政務活動や議会や委員会の特別な活動については、もっともっと議会だよりでスポットを当ててもらいたい。そういうことから、若い人たちの中に議員になりたいという流れを作ってみてもらいたい。先生のお考えがだいぶ強く入っているところであるが、以上である。

平山委員長 ただ今の話について質疑あれば受けるのがいかがか。田口先生の知見だから、確認だから。

佐藤重陽 言われるとおりでと思う。考えなければいけないのは、自分たちの我々議員としてやっていることに各々が自信を持っているのか、逆に不思議になる時がある。議員報酬の問題であろうと、自分たちのやっていることであろうと、自信があるかないかで行動だとか態度というのは、おのずと出てくるんだろうけどそういうものに、ないから議員報酬上げたら悪いのかな。例えばこんなこと言ったら悪いのかなと思っていること自体がやっぱり我々自身も議員としての何が本来の議会の仕事なのか、議員といえども今求められているのは、この先生の中に出てくるけど議員個人というより議会としてどうするのか、議会が何をやるのかということ、そのことに我々議員が力を合わせられるかどうかかなのかなというふうに感じているので、先生の言われるとおりでと思う。

板垣 一徳 大学の先生というのは、普通当てはまらないことは一言も言わない。ただ私どもは、この村上市のこの市の立場で長く住んでいる人が、ここで生まれあるいはここで生活をし、経済を立てたという経験がこの村上市にあるわけなので、合併して10年の中でこれだけの人口減少している。そういうことを私どもがよく一番知っているわけだから、これはあくまでも私は参考として私ども地域の私どもが一番知っている私どもがこれから物事を定めていくと、決めていくということが大切だと思う。

竹内喜代嗣 ⑱に報酬や定数の問題は議会の中だけで議論するのではなく住民の前でやってみるとか、中学生や高校生云々と書かれているが、市民のみなさんの前で一緒に考えていくという姿勢がどうしても必要なんじゃないかなと思った。先生のこのご意見非常に感動、感銘した。

河村 幸雄 この内容を見ると、先生の思いはどちらかというところ半分近く若い人、また小学生、高校生というような文面が多く出てくるようである。次の世代の若者に応えなければならぬということが訴えられるかと思うので、そういうところも大事なことなんだと。

平山委員長 私としては次の㉑の市議会では4常任委員会、委員8人は最低ラインほしいなんて言うけれども、これだけでも32人になって法定定数から外れるわけだ。だからまあ我々ここでは3常任委員会でもいいのではないかなと思う。3常任委員会の7人でいいんじゃない

ないかなと私は思うが、みなさんいかがか。3 常任委員会だけど、定数7で。

佐藤重陽 今の委員長の発言はもう定数のところに踏み込んでいっているわけなので、言わせてもらおうとまだそこに委員長の意見として踏み込むのはタイミングが早いのかなという気がする。私は実は今26人だけど、減らしても1人くらいかなという感覚でいる。それはそれとして私なりの市有面積、人口、あと他市との比較みたいなことがあって、自分なりの人数を割り出しているわけだが、その辺のその今それからどのタイミングで出てくるのか、議員定数・議員報酬調査委員会なんていうのを今ここにメンバーの方々資料として出しているが、その辺の話も含めて。今いきなり7人3常任委員会21人という定数でどうかという話に委員長から出るのはちょっと早いかなと。

平山委員長 たまたま田口先生の話の基にして言ったことなので。それでは前に知見の活用ということで市議会議員の定数・報酬調査委員会の委員の名前をここに出しておいたが。

事務 局長 今ほどお話いただいたもう1枚の資料である。村上市議会議員定数・報酬調査委員会（仮）とあるが、先般報告申し上げていた田口先生のほか地元の司法書士、会計士それから商工会議所の会頭ということで、メンバーが5人の名前に入ったものである。これについて検討会を開いていただくということで、2月中に3回開いていただく日程調整してきた。そこまでは前回ご報告申し上げていたところだったが、その検討会については、実は委員の中でご都合がつかない方が出てきてしまったりした関係とかで、日程調整が最終的にはつかなかった。最初の日程調整がつかなかった関係と、それぞれの方々の業務ちょうど年度末に入ってきた関係もあって、この2月での調整ができなかったところである。年度末3月については今のところでは進めていなかったところだ。もうひとつ検討いただきたいのが、2番目の川崎商工会議所の会頭である。川崎会頭におかれては、市の報酬等審議会の会長である。この会長がこの議会で願う委員会の委員として入るのはいかがだろうかということをお委員長と協議させていただいたし、また総務課長ともその旨協議したところであるが、田口先生のほうから、そのことについては議会内で了解を得られたとしても、やはり今後それを市民に示していった場合に、市民からの質疑にきちんと答えられるのかということについては疑念があると指摘を受けたところである。メンバーについても今一度ご検討をいただければと思う。

平山委員長 川崎会頭については総務課長は構わないと言ったが、みなさんの中でまずいとすれば代案は用意してある。川崎会頭がダメであれば次の方すぐに探すことはできるのでどうぞ遠慮なく言ってくれ。

佐藤 重陽 そういうことであれば、ここの委員長候補なのかどうかかわからないが、田口先生が疑念を感じるようなことは少しでも避けたほうがいいのではと言っているわけだし、私らも無理して川崎会頭にさせていただく理由もないんだろうと思うので、やりやすさを考えるのであれば今のうちに代えたほうがいいのではないかな。

平山委員長 わかった。そうであれば、宍戸税理士さんという方がいる。この方は朝日の出身だが、しかもいいんじゃないかと思っている。その方であればすぐOKしてくれる。

尾形 修平 税理士さん、司法書士さんだけでなく、私がもし川崎会頭の後任として考えるのであれば、できれば市の行革審の委員長さんか行革審のメンバーから募ったほうがいいのかというふうには感じているが、行政に対してもいろんな提案しているし、行革審だから議会に対しても当然言うべきことは言っているという立場の中で、そちらの方がいいのかなというような感覚を持つ。

平山委員長 他に。

竹内喜代嗣 やっぱり市民のみなさんに議論してもらおうというのが、提供すべきだというのが田

口先生のご助言でもあるのだから、報酬等審議会もあるのに屋上屋というふうに感じられるので、私はこの際調査委員会とかこれを行うことはまず控えて・・・

(「報酬等審議会とは違う」と呼ぶ者あり)

- 平山委員長　　そういう意見も何もそんな元に戻ることはできない。
- 板垣　一徳　　川崎さんが報酬等審議会の会長していると、私は初めて知った。当然そういうことになれば報酬等審議会に進んでいって、私どもの報酬を審議していただくという機会が必ず出てくるはずである。そういうことになると、川崎さんが報酬等審議会の委員長として立場がちょっとまずくなるんじゃないかという気はする。ただ会長がこれを委員長がこれを全部承諾を得たわけでしょ。だからそこらを委員長が一旦選任しておいて、川崎さんはやめたくないのにやめれなんてはできないわけだから、委員長にご苦労でもその旨を川崎さんに話して了承を取り付けることが先決である。頼むとき頼んで、あと何も本人が意思がないのにさ。
- 佐藤　重陽　　本人に話はしていないのか。
- 平山委員長　　していない。本人から了承は得ている。
- 板垣　一徳　　するという了承は得たけど、やめるという承はとっていないのだから、ちょっと失礼な話になるんでないか。
- 平山委員長　　だけどそれができると言っている。悪いけど外れてくれということ是可以。
- 板垣　一徳　　だからあなたの、それこそ信頼、川崎さんと4人の方はそう思う。委員長との信頼と今までの交流があるからこの人たち受けたと思う。嫌なはず。だから川崎さんに委員長話しいいということは私も理解しているから、その旨を会長さんによく話をして、今言うように委員長と宍戸さんの名前も出た。しかし、行革審という案も出てきているわけだから。私も宍戸さんはいい人である、よく知っている。それよりも税理士だけでなく、行革から一人頼まれるのであれば、引き受けてくれなければダメだが。その辺を検討していただく。委員長副委員長に検討していただくしか、行革だって今どいの人がいいのかということだって我々では行革がどいの人がメンバーなんて全然わからない。例えば、行革の委員長を充てるのか、あるいは副委員長を充てるのか、当然委員長を行革の中でここに入れてもらうのが普通でしょ、普通であれば。委員長がどうしてもできないとなれば、じゃあ副委員長にお願いするとかという順序をたどらなと人選というのはなかなか難しい。
- 尾形　修平　　ちなみに以前までは忠副市長が行革審の委員長していたが、副市長に就任した時点で私の覚えだが、今は大観荘の専務さん尾崎さんが行革審の委員長になっていると思う。
- 平山委員長　　尾形委員の発言に対してどう思うか。
- (何事か呼ぶ者あり)
- 平山委員長　　行革審から選ぶかということ。
- 板垣　一徳　　宍戸さんもいい人だよ、悪いというのではない。同じような職の人だけにあれしても・・・
- 長谷川　孝　　偏っている。
- 板垣　一徳　　司法書士はいろいろ勉強しているから、会頭さんあたりになれば万屋で何でもできる人だから。
- 平山委員長　　難しいところだ、確かに。それであれば尾形委員の言ったように行革審から選ぶということで。尾崎さんに頼んで説教してもらってもいいし。
- 佐藤　重陽　　委員長がメンバーを確認した上で、職業的なものも吟味して。
- 平山委員長　　副市長一番よくわかるかもしれない。副市長が委員長だったんだ、それは。

- 本間 清人 板垣委員からいずれ報酬等審議会にかけられる機会をいただくんだという話をされたが、実はみなさんもわかるとおり今回の議案の中に三役の報酬が数千円上がる議案出ているが、実は報酬等審議会は合併以来21年に一度開いて、25年度から5年間ずっと連続して報酬等審議会開いている。その都度、議会側に対しては議員さんの報酬について審議委員会どうしますかの確認はしているそうだ。ところが議会側の返答は、私らは結構ですと言っているそうだ。機会は向こうから作って、ほかの市はみなさんも新聞で拝見しているとおりに報酬等審議会、三条市で開いた。市長含む三役それに議員も一緒に含めて報酬等審議会にかかっているのに、村上だけがいつもかかっているから何でなのか聞いてみた。総務課長は議会に対して必ず報酬等審議会がいついつ開かれるから議員の報酬等審議どうしますか、議会は結構ですと。誰が言っているのか、議会は結構ですと。
- 三田 議長 以前に議会は定数・報酬に関しては議会自らがやるということでの経緯があると聞いている。それ故に報酬等審議会に村上の議員報酬の審議はされていないものと聞いている。
- 事務 局長 先に本間委員からご質疑いただいた件があって、以前の会議録を調べてみた。平成26年の10月27日の会派代表者会議と同じく26年の11月13日の会派代表者会議でもって、この件について審議されていた。その時には報酬等審議会が開かれるということで、会議内容は手当の件であったが、市長副市長の報酬等審議会を開くということにあたっての対応どうするかということをして2回にわたって協議いただいて、結論としては行政側の諮問をしないという方向でこの件はご了解いただけるかということでした。承りいただいている。
- 佐藤 重陽 今の事務局長の説明だと、それは議員報酬の改正のための会派代表者会議で話したのは、議員報酬の改正のことではないんだよね。あくまでも手当のことなんだよね。
- 事務 局長 手当のこともあるが、同時に報酬等審議会にかけられるか、かけないかということもやっている。なお、その後についてのことについては状況が変わらないので、その旨そのままこのことについては議会のほうで検討するということがあったので報酬等審議会のほうにお願いしてこなかった経緯である。
- 佐藤 重陽 くどいようだが、私聞きたいのはそこでその代表者会議に私も出ていると思うが、そこで話したのは議員報酬について今後その報酬等審議会に諮らないということを決めたのか、そのときにたまたま出てきた手当についてどうするかという話をしたのかで大きく違うと思う。本来は報酬等審議会というよりも議員の報酬については、私の過去の例の中では、必ず大体議長から議会運営委員会に次年度の報酬についてはどうするかという相談を議長から議会運営委員会に投げかける。今は会派代表者会議があるので、会派代表者会議でそれがいいのでしょうか、そのものを受けて大体じゃあ次年度に対して答申諮るか諮らないかということ、とりまとめるのが議会は議会としての独自のやり方としてやってきたことなんだろうと思っているが、それが誰が主導して議員報酬や何かについて通常考えるのか。今議会改革調査研究特別委員会があって、議員の定数・報酬をどうするかということを相談はしているけれども、通常の中で議員報酬についてじゃあ誰がどういうふう提案していくのかってそういうこと自体がされてこなかったことではないか。
- 事務 局長 おっしゃることについて同様のことを本間委員からもご質疑・ご指摘いただいていた。おっしゃるとおり、その時には結論出しているわけだけでも、例えばその後について、議会に対して報酬等審議会にお願いしませんよということを確認をとってこなか

ったというのも事実である。そのことについてはやはりその都度議員のみなさまにお話をして諮って、それでいいですよねということをしてくるべきだったと事務局としても思っていたところである。

尾形 修平 確かに議会基本条例作った時のあれわからないが、21条に議員報酬という項目があって、議員報酬の改定にあたっては行政改革の視点だけでなく市政の現状を云々書いてあるということは、議会の報酬に関しては議会で決める、という暗黙のというか、これを見るとまさにそのとおりである。基本条例を作った時点でそれはみなさんのコンセンサスを得ているという認識で今までこの議会改革でも話してきたし、多分定数に関しても報酬に関しても基本条例に則ってという思いなんだけど、その辺みなさん違うのかと逆に確認していただければと思う。

佐藤 重陽 尾形委員の言ったとおりだと思う。ただ問題は、このことについては基本条例があるからということではなくて、毎年これは時期の中で図っていく問題でないかということをお願いしたい。もう一点、今みたいに毎年毎年の積み重ねで、5千円なり1万円なり上がったときの場合、今273,000円だと、ここで例えば40万にするべきだと話が出たときに十何万の開きがあるわけだ。毎年の中の積み重ねでいけば、例えば5千円でも1万円でも上がっていることによって、今31万円、32万円くらいになっていると。今村上市議会で適正と思われるのは、それは減額ということもあり得るわけだけど、40万ということになれば、じゃあその8万円が果たして、今の時期に上げることが妥当なのかどうかここでは話できるけれど、全然そのことについて構わないできたものだからはなから273,000円の議員報酬を40万にするには十何万もするみたいな大きな話になってしまうのでこれはここに来るまでの議会のあり方を反省すべきなんだろうと思う。

本間 清人 合併して10年過ぎた中で、報酬等審議会が1年後にやって、ちょっと4年間だけブランクあって、そこからまた続けて5年間やっている。それで上がる上がらないとかが問題じゃなくて、確かにこの基本条例に言われて載っている。でも基本条例に載っているのに政務活動費を6万円から24万円にただけでもあんなふうな感じになっているわけだ。であれば、こんなのがあったにしても、もし議会側から今35万円にしましょうと答申したら、今村上市民の方どう思いますか。5回も審議会やっているにもかかわらず、そこにお前ら答申してないくせに今勝手にお前らで35万円って言うてくる。なんなんだその議会はとまらないか、俺はそこを心配している。それもなくて、じゃあ我々は今議会はこうして上げなくて結構なんですということでの答申しているんだっただけっこうですよ。それをみんなこんなではダメなんだ、生活レベルダメなんだ、若い人になるためには議会の報酬上げなきゃないんだと言って、胎内は報酬等審議会と市長と結託をしてと、結託という言い方失礼かもしれないけど、1割定数を削減するから報酬を1割上げるということを今回やったわけじゃないですか。それを俺は定数と報酬の別個の問題だから、そのやり方はナンセンスだと思っているわけ。でもそんなのは治外法権ではかの市のことはどうでもいい。でも今までそのことをなんで村上市は議会側に対して議会運営委員会だとかにこういう報酬等審議会がかかることになっていた。議会基本条例はこうなっているけど今回そのことについてはどうしますかということが何にもなく当たり前過ぎて、議案には三役の報酬だけがトントントン上がっていく。そこがおかしいんじゃないかということ。例えば七十数万だった合併当初の市長報酬が今度80万若干超える。それがたかだか1万数千円かもしれない。でもそれを年間の期末手当かなにかにすると三役の部分だけでも数十万なる

わけだ。そのことも含めながらもこれは市民に対しては議案に上がって議会在議決していることだからとなるわけだ。でも議会に関しては、議員の報酬を我々で決めて我々が出していくなんてかっこいいけど市民には絶対通らない。だったらその報酬等審議会にちゃんとかけてもらって、お前ら議員なんて大して仕事してない。そんな報酬上げる必要ない。この答申だったらそれでいいじゃないか。なんでそういう答申今までしてこなかったかということに疑問を感じる。

板垣 一徳

合併のときに法定協議会の中でもいろいろ議論された経過があって、私ども郡部から来た人は1か月ずつ10万上がった、山北の場合。それで私どもそのことをじゃあ村上市の議員の報酬は他の市町村との比較しても低かった。ところが胎内市が生まれたものだから、胎内市は村上市より低い。そういうことでこの基本条例を佐藤宮吉がつくらなきゃないと訴え始めて基本条例の中にこの文言を入れた経緯がある。それで私ども郡部からは大勢議員がここに来たわけだけれど、結果的には報酬が1か月に10万も上がったわけだから、期末手当から何から100万以上もあがった。私ども17万だった。173,000円くらい。だから私ども間違っただけでも、それが27万ちょっとになったから約10万上がっている。そういう経過の流れで、いまだに報酬等審議会は市長が諮問しなければ、議会が諮問するわけにいかない。それでその文面がこの基本条例に載っている限りは、行政側も議員自らが例えば議会運営委員会に出すとか、あるいは総務文教常任委員会に出すとか、あるいは個人で議員発議を出すとかというようなことしか、今のところはできないのではないかと思う。今のところはできないんじゃないかと思う。ただ私どもも先回昨年若干上がったよね。これは国の法律で、これだけは上げなさいという規定だからそれは報酬等審議会にかけて、報酬等審議会がそれを承諾したから私どもも若干だが上がったという経過がある。

三田 議長

様々な議論があるし、この議会改革調査研究特別委員会ということであれだが、当然みなさんおっしゃるように、これは低い高いという議論すれば千差万別なんであれだが、確かに県内でも他市町村と比べると私も安いと思う。仕事内容云々でなくて、しかしながら行政側からも安いということで、むしろこういうところで審議するのではなくて、諮問にかけてそして上げるという方向でというようなお話も確かにあった。この議会改革もちろんさっき板垣委員がおっしゃったように、要はこのことに議会が自らということ、謳われているところが非常にネックになっているんだと思う。そういうことで、この議会改革調査研究特別委員会での定数と報酬を審議するという運びになっているのではないかと思うので、そのことで議会改革調査研究特別委員はじめ全議員の意思統一がなされていないのも一つの原因と今思っている。

事務 局長

今本間委員からご指摘いただいたとおりである。先ほど私から説明を落としてしまったが板垣委員もおっしゃったように、この26年のときの会派代表者会議の中では2回行っているが、その都度基本条例のことを説明をしてこの基本条例の中には、さっき尾形委員からお話があったように報酬のことについては市民の意見を聴取するよう努めるということがあるので決して議会側が勝手に決めるということにはならないのも基本条例の中に謳いこんでいるところである。そこをもって初めて検討がされるものである。そのことについてはみなさん了解で今回は報酬等審議会には上げませんよということその時は了解を得ている。その後について、やはり報酬等審議会が市に開かれるときにはそのことの確認をみなさんの中で申し上げるべきだったなということはそれがされてこなかったのも、おっしゃるご指摘のとおりである。状況が変わらないのでそのまま同じようにしてきた。特別委員会が設置されたのでそのままに

してきたというのはこちら側の議会事務局側としてのみなさんにお諮りしてこなかったというのはご指摘のとおりである。今日お願いしているものについては、先ほどの田口先生のお話を見ていただいてであれば元に戻って都度報酬等審議会にかけるという方法も一つじゃないかということを考えるのではなくて、前回の検討の研修会の中で未来あるべき村上市の議会としての定数と報酬を検討していくという方向性がみなさんの中で今一致ができればこの方向で行けるということだったので議題としてはその点をみなさんにお諮りいただきたいということである。

平山委員長
尾形 修平

ただ今の事務局長の話について何か意見があったらどうぞ。

報酬に対して改革なされてこなかったのを踏まえて、今こうやって議会改革でやっているんで、この21条に基づいて外部の知見も市民の意見も取り入れてやっているんだというふうに俺は今までずっとそういうふうに思っていたので、今の現状を何ら否定するもんじゃないし、この外部委員会も設置していただいて、そちらのほうの意見もその人たちの答申をそのまま受けるんじゃないでなくて、参考意見としてというのはみなさん前提にしているのでそれでいいんじゃないですか、今のまま進めていく方向で。

板垣 一徳

今尾形委員が言うように外部でこれだけの川崎さんは委員長に今辞任するという方向性でお願いを話し合いをしてもらおうということで決まったが、まず、この会を2月に2回する、3回すると事務局が一生懸命努力しても、日程が足りなかったというところに大きなあれがある。しかも、明日から3月で税理士は毎日寝ないでやっている。だからそういう時期に局長と委員長とお願いしても果たして、司法書士も含めていかなものなのかということをもっと早く調整して、外部の人たちを1回でも2回でも会議をして、そのことをまた私どもに1回でもいいから伝えて、私どもがそれを一つの参考として、全部丸飲みするのでなくて、私どもの立場でそれを一つ一つ決めていって最終的には報酬というのだけは、議会の定数は議会の同意を求めなきゃいけないし、報酬は最終的には報酬等審議会に諮らなければ報酬上げることはできない。答申してもらわなければ。勝手に議会でいくらくらにするなんてことはできないなんてことはないけれども報酬等審議会に諮問するということになっているわけだから、あくまでも諮問だからこれを順序良く進めていくという方向性に基づいて一步一步進めるということ。

尾形 修平

当初この委員会始まって、次期の委員会改選のときまでって来月、再来月になれば委員会の改選も実際なるので、それまでのスケジュールの中である程度の方向性を出しましょうということでスタートしたわけじゃないか。今の板垣委員の話にもあるようにこの外部委員会の話を受けて、会議を2回3回開いてもらって、その話を受けて、この議会改革の委員会でそれをとりまとめるにも私は少なくとも4月や5月では多分無理だと思う。その辺、次回の改選を越えても今現状見るといたしかたないということを私は思っているんで、その辺もみなさんの確認、コンセンサスをとっていただきたいと思うがいかがか。

平山委員長

私もなぜ2月に3回と言ったのは、3月の定例会の最終日に自分は中間報告出したかった。そのときもうすでに報酬と定数については決めたかった。それが目標だった。だから急いだ。だけれどもとれなかった。4人のうち1人でも欠けてもいいんじゃないかと言ったんだけど、やっぱりそれはまずいんじゃないかということで延び延びになってしまった。事務局長も忙しい。忙しいからなかなか確認することができなかった。田口先生の話にこだわり過ぎたかもしれない。でも、自分としてはこの4人の方で行ってもいいよというのであれば別に1回でも2回でも会議開けば、そこでも

一つのルールできるわけだからと思っているがいかがか。

佐藤 重陽 話が右行ったり左行ったりしたのであれだが、私はとにかく川崎会頭の件は入れ替えるなら入れ替えるで委員長最終判断で結構だし、1人欠けようが2人欠けようが、私はやるべきだと思う。お願いした人たちを中心に。しかも委員長のねらいは当然この座談会ではないや、この委員会の責任者を田口先生あたりをお願いしたいのが一番なんですよ。であれば、話ははっきりしているのだから田口先生を優先に考えて日程を考えて進めていくしかないと思う。

平山委員長 そう言っているがなかなかできない。

事務 局長 田口先生と日程調整をした中では、当初は、ほかの委員さんは大丈夫だという日程をおさえてから田口先生の日程をおさえて、そうこうしているうちに他の委員さんがその日ではダメですよと言ってきたので、そのことについて今委員長がおっしゃったようにそれで進められますかということをお聞きした。ただ、第1回の顔合わせを兼ねる第1回のときから予定している委員が集まらないようなことで進められますかという話であった。2回目も揃わない、散会した。そういったことの進め方について、先生は非常に疑念を持たれた。もう一度みなさんのほうで日程を確認されたほうがいいですし、逆に自分が説明、講演を行ったことについて委員会をもう1回開かれましたかという中でそのお話を受けて、その方向性を持って未来の村上市議会のあるべき姿を検討していくんだというその方向性をみなさんの了解一致はとられていますかということもあったので、であれば改めてそのことをお諮りしたかったというのは今回である。

板垣 一徳 進める段取り調整して、3月私も言うようにまたそんなこと言っていると、これ無理だ。なんとかお願いをするという方向、先生が無理でも。例えば午前中ダメだったら、昼からしてくれないとか、なんとかお願いしてやるような方向性で努力してもらわないと壁にぶつかって先に進まない。

平山委員長 わかっている。努力して3月中に1回でも2回でも知見の活用の方で集まってもらって、話をしてもらおうということでみなさんご了解願う。

(「はい」と呼ぶ者あり)

協議事項(2) これまでの検討結果について

平山委員長 これまでの検討結果についてを議題とする。事務局長から説明願う。

事務 局長 それでは、もう一つ両面刷りになっている議会改革調査研究特別委員会これまでの検討結果ということで、表になっているものをご覧いただく。前回12回までの検討結果ということで表になっている。左側が番号入っているが、検討の順番である。その隣に条とあるのが、基本条例の条項である。項目があって課題、決定事項、今後の検討内容が入っている。①については議長の責務である。確認の意味もあるので見ていただくが、課題については正副議長の登庁体制について約束ごとがあってもよいのではないか。ということであったが、これについては決定事項その右、これまでの議論と現状を踏まえ、事務局とより連絡を密にし、できる限り登庁するよう対応するということで終結ということである。その下、議長は会派及び常任委員会へ所属しないことについて検討をということでこれについて決定事項として議長の検討によるということであった。その下②である。政策立案及び政策提言についてである。課題としてこれはもっと賛成討論もすべきであるという意見に対しては、こちらについては意見

としてということで終結している。その下③、政務活動費の執行と公開ということについては、執行について議会で内部監査を行っている旨を条文に付加するということで、その旨の対応をホームページで行うということであるし、終結している。その下、政務活動費を廃止し、議員報酬を増額すべきということについては、会派の意見は、提案者を除き、現状どおりということで、これも現状どおりの終結である。その下④、議会事務局の体制整備については、県内市及び関川村の調査結果を確認して、現状どおりということで終結している。その下⑤の議員定数、裏面にいって一番下の⑦、議員報酬については、ただ今議論をいただいているとおりであるが、継続検討である。その上の⑥、議員の政治倫理ということで、こちらについては、前の事務局でもって条例案を一度お示ししたが、その内容についてはさらによく研究をしてもう一度検討するよということによって一旦保留になっていた。今ほどほかの項目と特に政治倫理のことについて、倫理条例の制定ということで検討するということだったので、このことについて特にまたお諮りをいただきたいと思う。

- 平山委員長 ただ今言われた倫理条例について何かご意見ないか。
竹内喜代嗣 うちの議会、不祥事が続いているので何としても倫理条例をきちんと確立をして、市民のみなさまに公示するべきだと思う。
- 平山委員長 今すぐそれを行うというのは、たった今事件が起きたばかりなので非常にやりにくい。だから一旦保留しておいて、間をおいてやったほうが私はいいと思うがいかがか。
竹内喜代嗣 言い方がびっくりしたかもしれないが、時期の問題はともかくとして、必ず倫理条例は構築すべきだと考える。
- 平山委員長 わかったが、この特別委員会はこの3月で終わることになっている。だけどこの委員会を1年間延長することをみなさんにご意見願いたい。それを言いたかった。変わる変わらないは別にそれは。

(何事か呼ぶ者あり)

- 平山委員長 30年3月までと決まっていた。それをやるには任期をもう1年くらい延ばさないといけない、4月中なんて、そういうことだ。まあ急ぐのは私は報酬と議員の定数だと思う。あとはゆっくりやってもいいんじゃないかと思う。そういうことでみなさんご意見あったらどうぞ。
- 事務 局長 今ほどの倫理条例について、さっきのご検討の中では、議員に対して制約をかけるということがある。制約をかけるということについては、上位法との絡みもあっているんな他市の例の中でも疑念があるということは指摘されていたところだ。そういうことがあるのが1点と、基本条例の中で必要な要項について追加することでできないかということの議論がこの前行われたところである。今ほど委員長がおっしゃったように村上市議会議員の中での事件があったということもあってそれを踏まえて、これを今までご検討いただいているとおりに条例に持っていくのか、基本条例の中の追加で持っていくのか、これを一旦おいて次の検討の機会からそちらに持っていくのか、もしくは申し合わせ事項とか、そういったところでとどめるのか、条例まで持っていかないでとどめるのかということの議論ができるのかなと思ったので、委員長に諮ってもらったところである。
- 佐藤 重陽 わかったようなわからないようなんだけど、基本的に議会基本条例の定義ではないが、議会基本条例とは何だとなったときに、この議会基本条例自体は地方自治法の本旨に基づいた、簡単に言えば地方議会運営の基本原則を決める、条例で。そう考えたときには、議会基本条例の中に倫理条項を入れるということでもいいんじゃないかなとい

う気がする。あえて条例にするのも一つである。一つだけ、基本条例の中に包括することでいいんじゃないかなと思う。

尾形 修平 前回、事務局から倫理条例の案と言うことで資料を作ってもらって、これを見ると基本条例の中では22条の中に議員の政治倫理のことが謳われているけれども、やっぱり22条を基にして案を事務局で。やはり私は基本条例の中に入れるんじゃないかと、あくまでも条例として成立していったほうがいいのかというふうには思う。

平山委員長 どちらがいいのか、みなさん意見あったらどうぞ。

佐藤 重陽 それもこれもと言ったら悪いけど、ここで答えださなくてもそれを今の一つの検討課題としてみなさん各々考えたらいかがか。

平山委員長 わかった。次の検討課題とする。ここに載っているが、平成28年11月28日に制定したもののただそこに検討期間は30年3月までとするとなっている。だから3月は来月のことである。もう1年延長したいということだがいかがか。

板垣 一徳 今ここまできて解散は恥である、議会の。議長ここにいるけど、今の議会で本会議かけなきゃないでしょ。

事務 局長 特別委員会自体は設置をずっとしている。

板垣 一徳 それは3月までで切ったのではないか。

事務 局長 検討期間をみなさんの中でいつまでにしようかと目標を定めたようなもの。

板垣 一徳 議長、本会議で決めましたでしょ。議会改革調査研究特別委員会設置ということで。そのときに期間は切ってあったのかどうかということ調べないと、これはここで決めたんだなんていうことで本当にいいのかどうか。期間を決めてないのか。

佐藤 重陽 内規として、30年3月までは決めるんだよということの・・・

板垣 一徳 この委員会でいいとなればいいのか。

佐藤 重陽 だから私も継続することでこれはどうしようもないと思う。問題はやはりこの3月議会で一旦この設置要綱のときにある程度の目安や考え方は本会議で報告しているはずなので、まとめるものはないかもしれないけども、そのことも含めて中間報告はすべきだろうと、この3月定例会で。

(「全員協議会でもよい」「やらなければならない」と呼ぶ者あり)

平山委員長 これまでの検討結果のことについて、みなさんご意見さらにないか。大体終結しているんだけど。まあ政治倫理だけだな。

(「一つずつ決めて」と呼ぶ者あり)

平山委員長 それではこの特別委員会を3月いっぱいやめるんじゃないかと、1年間延長するというのでみなさんご了解願う。そのほか先ほど言われたものについてみなさんから意見伺いたいけど。なければここに書いてあるとおりに、いち早く知見の活用をしてもらうというようなことでこの場の意見をとりまとめたいと思う。そしてそれを基にしてさらにもう一度3月中にこの委員会をしたいと思う。そういうことであるのでご了解ください。

板垣 一徳 みなさんに諮ってもらいたいが、3月の定例会で委員長中間報告ということ冒頭から言っていたが、やっぱりこれやるべきである。私どもが決めた3月までということになると、3月いっぱい一旦切れる。進んでようが進んでまいが、それは委員長の責任もある。それはやっぱり本会議ですべきだと思う。

平山委員長 わかった。本会議で中間報告する。本当はもっと進めたかったが、できないものは仕方ない。知見の活用、12月に泡食ってみんなに頼んだんだ。

その他

- 平山委員長 次の委員会をいつにするか。
- 事務 局長 先ほどの外部委員会の日程調整をしたあとでみなさんにご検討いただいて、定例会中
には委員会開く日程をお諮りしたいと思う。
- 平山委員長 そうということなのでみなさん御了解ください。

委員長（平山 耕君）閉会を宣する。
（午前11時04分）